

(1) 処分庁は、審査請求人から交際相手の家へ転居する旨の報告及び申請があったことに伴い、令和5年1月26日に家庭訪問を行ったところ、審査請求人が交際相手宅へ転居し、同居した事実を確認したことから、同日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分1を行い、同日から転入先の世帯主である交際相手の世帯員としての保護を開始する本件処分2を行ったことが認められる。

(2) 法第9条の規定のとおり、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとされている。また、法第10条の規定のとおり、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ、その趣旨は、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を要する生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからと解されている。

さらに、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第1のとおり、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。

審査請求人は、令和4年11月25日に、処分庁に対し、交際相手の家へ転居する旨の報告を行い、令和5年1月25日付けで交際相手の世帯に同居する旨が記載された申請書を処分庁に提出したことが認められ、また、処分庁は、同月26日に交際相手の居宅を訪問し、生活実態を確認し、審査請求人が交際相手宅へ転居したことを確認したことが認められる。

また、処分庁は、同日から審査請求人の単身世帯としての保護を廃止する同日付けの本件処分1により、保護を廃止した同月26日から同月31日までの6日間の保護費に相当する15,459円を返還額として決定し、審査請求人に通知したこと及び同年2月2日付けで、同年1月26日から交際相手の世帯員として審査請求人の保護を開始する本件処分2を行い、交際相手の世帯に対し、同月26日から同月31日までの6日間の保護費に相当する9,164円を同年2月14日に支給したことが認められる。

(3) 以下検討すると、処分庁は、審査請求人及び交際相手が同居している事実及び生活状況を確認した家庭訪問の日をもって、審査請求人の単身世帯としての保護を廃止し、交際相手の世帯員として保護を開始した本件処分を行っており、法第9条、法第10条、保護の廃止について規定した法第26条、次官通知第1に照らし、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、本件処分において算定された保護費の返還額及び追加支給額について、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第1

58号。以下「保護の基準」という。)別表第1第1章及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7問19答に照らし、違算は認められない。

(4)他に本件処分について違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年11月 5日 諮問の受付

令和6年11月 6日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：11月20日

口頭意見陳述申立期限：11月20日

令和6年11月21日 第1回審議

令和6年12月19日 第2回審議

令和7年 1月22日 第3回審議

令和7年11月27日 口頭意見陳述・第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1)法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2)法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3)法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

(4)法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人

又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。

- (5) 法第10条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。
- (6) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (7) 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条第1項は、「国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(中略)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(中略)の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」と定めている。
- (8) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、所在地別等に区分した居宅基準生活費を定めている。
- (9) 次官通知第1は、保護に係る世帯の認定について、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (10) 課長通知第7問19答は、最低生活費の日割計算について、「30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年10月16日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和元年5月30日付けで、処分庁は、交際相手に対し、法による保護を開始した。
- (3) 令和4年11月25日及び28日、審査請求人は、処分庁に対し、交際相手の新居に転居し同居する予定である旨を報告し、転居費用の扶助について相談した。

- (4) 令和5年1月25日、処分庁は、審査請求人から、同日から交際相手の居宅へ転居するためとの理由による保護開始(変更)申請書の提出を受けた。
- (5) 令和5年1月26日、処分庁は、交際相手宅を訪問し、審査請求人が転居し、交際相手との同居を開始していることを確認した。これに基づき、処分庁は、同日付けで、審査請求人に対する単身世帯としての保護を廃止するとともに、審査請求人の同年1月分の生活扶助費79,870円のうち、同月26日から同月31日までの6日分に相当する15,459円の返還を求める決定をし、本件処分1を行った。
- (6) 令和5年2月2日付けで、処分庁は、交際相手に対し、審査請求人の転入による同年1月分保護費として、同月26日から同月31日までの6日分の増額分に相当する9,164円の追加支給を行う本件処分2を行い、同月14日に支給した。
また、審査請求人に対し、返還金の納付書を手交したところ、審査請求人から追給額より返還額の方が大きいことに対し口頭で不服申立てがあり、ケースワーカーから説明を行ったが納得を得られなかった。
- (7) 令和5年3月31日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人から令和5年1月25日付けで提出された交際相手宅に転居し同居する旨の申請に基づき、同日付けで審査請求人の単身世帯としての保護を廃止し、同月分の保護費の返還額を決定する本件処分1を行うとともに、同日から審査請求人について世帯主たる交際相手の世帯員として保護を開始する本件処分2を行ったことが認められる。
- (2) 法第9条において、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して有効且つ適切に行うものと規定されており、また、法第10条において、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものと規定されており、生活保護は世帯単位で行うことが原則とされている。その趣旨は、各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を要する生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるからと解されているためである。
また、次官通知第1において、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている。
- (3) 以下検討すると、審査請求人は、令和4年11月25日及び28日に、処分庁に対し交際相手宅へ転居し同居する旨の報告を行い、令和5年1月25日付けで、「(交際相手氏名)の世帯に同居する為(1月25日から)」と理由が記載された「保護開始(変更)申請書」を処分庁に提出し

たことが認められる。

処分庁は、当該申請に基づき、同月26日に交際相手宅を訪問して生活実態を確認し、審査請求人が交際相手宅へ転居し同居していることを確認した上で、同日付けで審査請求人に対する単身世帯としての保護を廃止し、保護廃止日である同月26日から同月31日までの6日分の保護費に相当する15,459円を返還額として決定し、審査請求人に通知した本件処分1を行うとともに、令和5年2月2日付けで、交際相手に対し、審査請求人との同居により1人世帯から2人世帯となったため、同居開始日である同年1月26日から同月31日までの6日分の保護費の増額分に相当する9,164円を追加支給する本件処分2を行ったことが認められる。

- (4) 前記のとおり、処分庁は、審査請求人及び交際相手が同居している事実及び生活状況を確認した家庭訪問の日をもって、審査請求人の単身世帯としての保護を廃止するとともに、審査請求人について世帯主たる交際相手の世帯員として保護を開始する本件処分を行っており、法第9条、法第10条、法第26条及び次官通知第1に照らし、処分庁の判断に不合理な点は認められない。
- (5) なお、審査請求人は、返還額が追加支給額より多いこと、すなわち、1人世帯から2人世帯になることで保護費が減額されることに不服がある旨主張するが、保護の基準別表第1第1章において、基準生活費の基準額は2人世帯の方が単身世帯より1人当たりの額が少なくなるよう設定されており、返還額の方が大きくなることはこれに基づくものであって、本件処分において日割計算で算定された保護費の返還額及び追加支給額について、保護の基準別表第1第1章及び課長通知第7問19答に照らし、下記のとおり違算は認められない。

《「保護の基準」(令和4年4月1日適用)に基づく保護費の確認》

A 1人世帯と2人世帯の比較

区分	1人世帯	2人世帯
生活費第1類	47,420円	(※)81,070円
生活費第2類	28,890円	42,420円
経過的加算	930円	0円
冬季加算	2,630円	3,730円
住宅扶助費	40,000円	40,000円
計	119,870円	167,220円
(住宅扶助費を除く)	①79,870円	②127,220円

※「生活費第1類」は、2人世帯の場合、1人分47,420円の合計に「逓減率」(0.8548)を乗じる。
(なお、審査請求人と交際相手の令和5年1月分の保護額は同額であった)

B 審査請求人からの返還額

- ・上記Aの①に25/31日に乗じた日割額 = 64,411円③
- ・①と③の差額(6日分)を返還 = 15,459円

C 交際相手世帯への追加給付額

- ア 1月1日から同月25日までの分として支給すべき額
 - ・上記Bの③と同額 = 64,411円
- イ 1月26日から同月31日までの分として支給すべき額
 - ・上記Aの②に6/31日に乗じた日割額 = 24,623円④
- ウ 1月分として支給すべき額(③+④) = 89,034円⑤
- エ ⑤-1月分既支給額(上記Aの①) = 9,164円

(端数については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第2条第1項の規定により、確定金額の1円未満の端数金額は切り捨てる。)

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項に基づき、本件審査請求は棄却すべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

審査請求人は、当審査会に対し、1人世帯から2人世帯となった場合に保護費が減額される(2人併せて1人世帯の2倍になるのではなく、概ね1.5倍程度となる)ことについて、自ら尋ねるまで処分庁から事前の説明が一切なかったと主張している。

保護費が減額となること自体は前述のとおり保護の基準に基づくものであって、一般的に家電製品や電気代等は2人世帯の方が1人世帯よりも共有により安価となることから制度としての合理性が認められるものの、本件事件記録において処分庁が審査請求人に対し事前に説明を行ったか否かについては記載がない。

処分庁は処分を行うに当たり、被処分者の納得が得られるよう、制度や処分内容及びその根拠等について、丁寧な説明を行うことが求められる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 相間 佐基子

委員 重本 達哉